

第 53 回

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部  
 特定社会保険労務士 石川 貢

神奈川県の最低賃金1,112円に



本年度の最低賃金の目安を中央最低賃金審議会（厚生労働大臣の諮問機関）が、7月28日1,002円（全国平均、神奈川県は増加額41円で1,112円）に決定しました。これを受けて、8月以降に地方最低賃金審議会（神奈川県）が最低賃金を決定することになります。今年の春闘の妥結状況及び物価高への対応を考慮すれば、中央最低賃金審議会の決定通りになり、適用は10月1日と思われます。

事業主の方は1,100円程度の最低賃金を予想していた方が多いと思われそうですが、この予想を大幅に超えた最低賃金となるようです。政府は、扶養に入っている方の年収が一定額を超えると社会保険料が発生し手取りが減る「年収の壁130万円」に対しては企業に助成金を支給する時限立法の政策を検討しているようですが、肝心の「年収の壁103万円又は106万円」に対しては何の方策も取られていません。

28日岸田文雄総理大臣は中央最低賃金審議会の決定に対し、「中小企業でもしっかり賃上げが生まれるよう、生産性の向上の支援や価格転嫁対策を徹底する。」と述べています。中小企業にとって41円の最低賃金の増額は大きな負担であり、岸田文雄総理大臣が発した「生産性の向上の支援や価格転嫁対策を徹底する。」との実効性に大いに期待するところです。「年収の壁103万円又は106万円」に対しても早急な是正が求められています。

中央最低賃金審議会通りの最低賃金となった場合、事業主への影響で懸念されるのがパートタイマーの方の「働き控え」です。「働き控え」の主な要因は扶養の維持及び育児・介護です。仮に「年収の壁103万円」未滿で働くパートタイマーの方が「働き控え」をした場合、月に労働時間が2.96時間（2時間57分）減少すると想定（注1）しています。これは、1日4.5時間で17日勤務するパートタイマーの方の約半日分に相当します。

今後も最低賃金は増額されます。人手不足の今日、安易に人を増やすこともできません。事業主の方は今後を見据えて、省力化を検討するなど一から事業の見直しを図っていただきたいと思っています。

（注1）「年収の壁103万円」で「働き控え」を試算した場合

$1,029,999 \text{ 円 (年収の壁)} \div 1,071 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} = 80.14 \text{ 時間 / 月}$

$1,029,999 \text{ 円 (年収の壁)} \div 1,112 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} = 77.18 \text{ 時間 / 月}$       差異 2.96 時間 / 月

※参考：地域間格差を解消すべく令和5年度から全国を3グループに再編成しています。

令和5年度最低賃金（中央最低賃金審議会目安）			令和4年度最低賃金		
ランク	増加額	最低賃金（神奈川県予測）	ランク	増加額	最低賃金（神奈川県）
A	41円	1,112円	A	39円	1,071円
B	40円		B	31円	
C	39円		C	30円	
			D	30円	